
第23回自治体学会福井大会 プレ大会のお知らせ

8月の福井大会に向けて、福井県の「豊かさ」に目を向けたプレ大会を、下記のとおり開催いたします。福井県は、食や暮らしやすさなど多くの面で全国的に高い水準にあり、「豊かな県」として注目されてきました。しかし一方で、県民自身にはそのような実感が強いとはいえない状況となっています。

このような「ギャップ」は、どこに原因があるのでしょうか。そして、県民にとっては自分達の豊かさを再確認すること、そして県外の方にとっては、「地域における真の豊かさとは何か」について考えることが必要ではないでしょうか。

多数の皆様の御出席を心よりお待ちしております。ふるって御参加ください。

1. テーマ：「福井の豊かさをめぐって」

2. 日 時：2009年5月29日（金）13：30～16：30

3. 会 場：福井市地域交流プラザ（アオッサ）601ABC

4. 内 容（予定）：

（1）基調講演 13：30～14：20

「地域を見る視点」 法政大学教授 岡崎 昌之氏

（2）パネルディスカッション 14：30～16：30

「地域の外側と内側から、福井の豊かさを考える」

パネリスト：寝屋川市まち政策部都市計画室 荒木 和美氏

敦賀観光協会事務局次長 岸本 昇氏

その他地元の参加者1名を予定

コーディネーター：福井県立大学准教授

廣瀬 弘毅氏

5. 参加費：無料

6. 交流会：17：00より、会場は別途御案内いたします（会費別途）

7. 参加申し込み及び問い合わせ先：

自治体学会福井大会地元実行委員会（代表 井上 武史〔福井県立大学〕）

福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1 福井県立大学地域経済研究所内

電 話：0776-61-6000（内線2208） FAX：0776-61-6017

e-mail：inoue@fpu.ac.jp

2009年5月30日(土)14:00。

アオッサで熱く語ろう

**地方自治法 2008年
改正を使い倒す!**

1
使わない法は良くならない
地方自治法の議会の会議の拡大と議員報酬という語の使用にとどまった2008年改正は、もともと「議員身分明確化法」として検討が始まったもの。

2
きちんと理解してから考える
憲法が普通選挙制を要請している以上、議会についての議論は権利である以上に義務。評論であることは許されない。事実に基づく議論の方法を「二重の対話」によるワークショップで深める。

3
議員のための実践的運動論
次のステップに進むためには改正を活かした実績の積み上げが必要。ものごとをきちんと考え、責任をもって決めていく議会の姿を示すことがまず示そう。

4
福井発情報発信と地域ネットワークを
プレ企画から大会に向けて議論を深めることはもちろん、政策情報を地域で共有できる仕組みへつなげよう!

公開ワークショップ**議員はどこまで公務員か?**

この8月に福井で開催される自治体学会に向けてのプレ企画として開催する対話による議員論の考察。参加者は問題提起と解説を受けた後、賛成・反対または積極・消極の2組に分かれ、検討を重ねた上で、討議に臨む。そこから、討議を成立させるための諸条件(規則の必要性、討議できるための資料とは、参加者に必要な知識と技能)を読み取ることができるであろう。

地方自治法 2008年改正とは

100条12項

議会活動の範囲

203条

議員報酬の定義

議員活動の範囲は、依然手つかずである

議会活動はどう変化したか

会議日

会議件数

会議時間

種類(含、協議又は調整の場合)

議員報酬

議員報酬の現状

行政職員給与の比較

203条の新設により、議員報酬は変化したか

100条12項に基づく会議規則による場の設定により、議員報酬は変化したか

議員活動と議員報酬

議員に対する報酬は、いつから、どのように始められたのか
「名誉職」とその実態
普通選挙制度と身分制議会制度

議員報酬とは、議会活動に対するものなのか

議会活動=費用弁償
議員活動=議員報酬

議員の公務

議員は非常勤職員か
同一勤務内容での常勤・非常勤があるのか
公選職概念と公務員制度統一論

以上の論点を三重県議会と福井県内議会の資料により解説、いくつかを選択し、検討の後、参加者を2分して議論を行う。

先着順受付中! 会場・資料代 ¥1,000円・当日

主催 自治体学会企画部会

大会準備スタッフ・サポートメンバー募集

問合せ: 自治体学会事務局 03-6427-6685 aah71720@pop06.odn.ne.jp